

*** 小児慢性特定疾病医療費助成新規申請手続きのご案内 ***

R3.4

医療費助成の有効期間の開始は申請日からとなります。申請日を遡って受け付けることはできませんのでご注意ください。医療意見書の作成が遅れる場合は、その旨窓口にご相談ください。

☆小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

- 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。
- 対象疾病と基準については主治医にご相談ください。また「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ (<https://www.shouman.jp/>) にも掲載されています。
- なお、本制度は18歳未満の児童が対象です（18歳に到達後も治療が必要な方で18歳の到達時点まで認定を受けていた場合は20歳に至るまでの間も対象になります）。

《医療費助成の内容》

- 認定された小児慢性特定疾病の治療等（保険診療分）が対象となり、医療費負担が一律2割となります。
- 1か月の自己負担限度額（下記表をご参照ください）に達したのちは負担がありません。
- こども医療費助成等、他制度の自己負担が低い場合は、医療機関等が双方を比較し低い方の額を請求します。
- 受診した複数の指定医療機関（院外処方による調剤薬局での保険調剤、訪問看護含む）の自己負担を全て合算したうえで自己負担額を適用します。受給者証と同時に送付する「自己負担上限額管理票」を受診・支払の際は指定医療機関等に提示し、記載してもらってください。
- **認定された疾病以外の治療や認定された医療機関以外の受診などは助成の対象外となります。**
- 血友病患者の方は自己負担は生じません。

階層区分			1か月の自己負担限度額		
			一般	重症又は高額かつ長期	人工呼吸器等装着
I	生活保護	生活保護世帯	0	0	0
II	低所得 I	世帯の市民税が	1,250	1,250	500
III	低所得 II	均等割・所得割ともに非課税			
IV	一般所得 I	市民税所得割額が71,000円未満	5,000	2,500	
V	一般所得 II	市民税所得割額が71,000円以上251,000円未満	10,000	5,000	
VI	上位所得	市民税所得割額が251,000円以上	15,000	10,000	
入院時の食事療養費			半額が自己負担		

* 階層区分 II, III では申請者年収に公的年金や特別児童扶養手当等の金額も合算して判定します



《お問い合わせ先》

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども未来部こども家庭課母子保健係

TEL:025-226-1205(係直通)

《申請手続き》

提出・確認書類	書類の説明
1 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	申請書のほか、重症基準に該当する場合や人工呼吸器を装着している場合は、別途必要書類があります。
2 小児慢性特定疾病医療意見書	指定医が作成した医療意見書を提出してください。文書料は自己負担です。※作成から概ね3か月以内のもの
3 健康保険証のコピー	受診者（児童）の加入している医療保険の種類により、提出していただく対象者は異なります。詳しくは、下記「健康保険証及びマイナンバーの提出について」をご確認ください。
4 マイナンバー（個人番号）の確認書類	
5 同意書	世帯の状況や市町村民税の課税状況のほか、転入前の自治体に認定情報等を確認するための同意書です。
6 所得区分の情報提供についての同意書	加入している医療保険に高額療養費の所得区分を確認するための同意書です。
7 小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書【任意の提出】	小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図るために、意見書のデータを利用させていただくための同意書です。同意されない場合でも認定の可否に影響はありません。
8 申請者（被保険者）の本人確認書類	運転免許証やマイナンバーカード等 申請者に代わり代理人が申請する場合、代理権を確認する書類（申請者の被保険者証や委任状等）が必要です。

※提出書類1・5・6・7は受付窓口に設置してあります。

※受診者（児童）と同保険に加入されている方で小児慢性特定疾病又は特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの方がいる場合は、その方の受給者証のコピーもご提出ください。

○健康保険証及びマイナンバーの提出について

加入保険 提出書類	国民健康保険の場合 (新潟市国保, 国保組合等)	被用者保険の場合 (全国健康保険協会, 健康保険組合, 共済組合等)
健康保険証の写し	同一保険に加入している方全員分	受診者（児童）と被保険者
マイナンバーの確認書類	上記対象者のマイナンバーカードまたは通知カード	

※申請者が後期高齢者医療広域連合に加入している場合はお問い合わせください。

《申請手続きから医療費の支払まで》

- ① 提出書類を申請窓口に提出してください。※医療意見書の提出が遅れる場合は、窓口にご相談ください。
- ② 申請内容を審査し、認定された場合、申請の翌月末頃に受給者証をお送りいたします。
- ③ 受給者証に記載の医療機関で受診の際、必ず「**受給者証及び自己負担上限額管理票**」を提示してください。
支払額が月の負担上限額に達すると、その月の支払いは次回からありません。

※申請から受給者証が届くまでの医療費のお支払いについては、後日払い戻しを行いますので、この間は「**こども医療費助成**」等の他制度の助成は利用せずお支払いください。（領収書・明細書の保管をお願いします）なお、受診した月内であれば医療機関での清算が可能な場合がありますので、受診医療機関へお問い合わせください。

《各種変更手続き》

以下に該当する場合は、速やかに申請窓口にて手続きをお願いします。詳細はお問い合わせください。

1. 住所・氏名を変更した場合
2. 加入保険を変更した場合
3. 受診医療機関等（薬局，訪問看護ステーション含む）を追加，変更する場合
4. 市外へ転出する場合
5. 受給者証を紛失または汚損した場合（再交付申請）
6. 治癒した場合
7. 有効期間中に自己負担上限額の特例（①人工呼吸器の24時間装着 ②重症患者認定基準に該当 ③同じ世帯内かつ同じ健康保険加入の指定難病または小児慢性特定疾病医療費助成受給者がいる ④認定された後の小児慢性特定疾病にかかる医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある）に該当する場合
8. 自己負担上限額の特例（上記①～④）に該当しなくなった場合
9. 成長ホルモン治療を新たに開始する場合

* 市外転出について

- **【重要】新潟市への喪失届の提出と転出先での手続き（転出先にお問い合わせください）が必要です。**
転出先での有効期間の開始は、申請日からとなります。新潟市を転出してから、転出先で手続きを行うまでの間は助成を受けることができませんので、必ず転出先にご相談ください。
- お子さまのみが進学等で市外に転出される場合については、ご相談ください。

《小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている方が利用できる制度》

個別のご案内はしていません。詳細は申請窓口であるお住まいの区役所健康福祉課にお問い合わせください。

制 度	対 象 者	内 容 等
日常生活用具の給付	身体障害者手帳や療育手帳による補装具費の支給制度及び日常生活用具給付制度の対象とならない方	用具の基準額または購入額から徴収基準額を差し引いた額
新潟県難病等治療研究通院費	次の条件をすべて満たす方 ① 6歳以上で受給資格を得てから6か月以上経過した方 ② 小児慢性特定疾病のために寝たきり（介助が必要な状態）が6か月以上継続している方	月額4,000円 年2回支給

《寡婦(夫)控除のみなし適用(令和3年6月申請分まで適用)》

未婚の父または母で、現時点で婚姻していない場合、自己負担上限額が軽減される場合があります。
以下の要件を満たす方が世帯の中にいる場合は控除の対象となる場合がありますのでご相談ください。

- ① 法律上の婚姻をすることなく父または母となった方
- ② 基準日（申請時及び前年末）において、婚姻（事実婚含む）をしていない方

《認定期間のみなし更新申請》

認定期間は申請日から8月31日までとなり、引き続き医療費助成を受けようとする場合は更新申請が必要です。
ただし、6月1日～8月31日までに新規申請を行い、認定されるとのみなし申請の扱いとなるため、更新申請を行わなくとも有効期間は翌年の8月31日となります。

のみなし申請の前に新規申請を行うかどうかは、医療費の兼ね合いにより各自ご判断ください。ご不明点等がありましたら、お問い合わせください。

《申請方法》

申請窓口：区役所 健康福祉課（下記のとおり）

受付は月曜日～金曜日（祝祭日除く）の8時30分～17時30分です。

（出張所・連絡所・地域保健福祉センターでは、手続きができませんのでご注意ください）

郵送：封筒に切手を貼り、下記問合せ先に投函してください。また、申請書に日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。医療費助成の有効期間は消印日からとなります。

申請窓口	電話番号	住所
北区役所 健康福祉課 健康増進係	025-387-1340	北区東栄町1丁目1番14号
東区役所 健康福祉課 健康増進係	025-250-2340	東区下木戸1丁目4番1号
中央区役所 健康福祉課 健康増進係	025-223-7237	中央区西堀通6番町866番地
江南区役所 健康福祉課 健康増進係	025-382-4340	江南区泉町3丁目4番5号
秋葉区役所 健康福祉課 健康増進係	0250-25-5685	秋葉区程島2009番地
南区役所 健康福祉課 健康増進係	025-372-6375	南区白根1235番地
西区役所 健康福祉課 健康増進係	025-264-7423	西区寺尾東3丁目14番41号
西蒲区役所 健康福祉課 健康増進係	0256-72-8372	西蒲区巻甲2690番地1
新潟市こども未来部こども家庭課母子保健係	025-226-1205	中央区学校町通1番町602番地1